令和４年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針

法　務　省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第５条の規定に基づき、令和４年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和４年８月２６日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和４年度における法務省の中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第１　中小企業者の受注の機会の増大の目標

１　中小企業者向け契約目標

令和４年度における官公需予算総額に占める中小企業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が５３．０％、金額が約８０２億円になるよう目指すものとする。

２　新規中小企業者向け契約目標

中小企業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、３％を目指すものとする。

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置

中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

１　官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

２　官公需に関する相談体制の整備

本省及び地方支分部局等の「官公需相談窓口」において、中小企業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、競争入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、相談者に対する必要な指導に努めるものとする。

3　適正な納期・工期の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

4　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する配慮

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者に対し、上記２及び３について柔軟な対応を行うほか、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努め、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

(2) 中小企業者の入札参加機会の確保のため、入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、入札参加者等とやり取りを行う際にはメールや郵便等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症対策の防止が必要な契約に関しては、あらかじめ見込まれる場合であれば仕様書に明記し、契約締結後に業務が追加で発生したような場合には協議を行うなどして、必要な経費を適切に計上するものとする。

5　共同調達における事例の活用

共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、配送エリアなどについて中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

6　競争入札における下位等級者の参加の推進

競争入札における競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7　調達手続の合理化

電子調達システムを利用した競争入札を実施することにより、競争参加者の拡大を図るものとする。

８　地域の中小企業者の積極的活用

少額の随意契約を行う際には、調達機関が所在する地域の中小企業者を見積先に含めるよう努め、受注機会の増大を図るものとする。

９　事業継続力が認められる中小企業者に対する配慮

自然災害等の発生時においても安定的な供給体制の確保が必要とされる調達を行う際には、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」及び「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者の積極的な活用を図るものとする。

１０　最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否か確認を行い、中小企業者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払うことが可能となるよう、配慮するものとする。

第３　新規中小企業者及び組合の活用

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置として、上記第２の取組に加え、大臣官房会計課は、官公需適格組合制度について、各調達機関に対して引き続き周知を図るものとする。

第４　中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

１　本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての調達機関（地方支分部局等を含む。）に適用する。

２　推進連絡会議の設置

中小企業者の受注の機会の増大のため、省内に別紙のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達機関に対し改善策を指示する。

別紙

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

推進連絡会議

議　長　大臣官房長

構成員　大臣官房秘書課長
大臣官房会計課長
大臣官房国際課長
大臣官房施設課長
民事局総務課長
刑事局総務課長
矯正局総務課長
保護局総務課長
出入国在留管理庁総務課長
公安調査庁総務部総務課長
（事務局　大臣官房会計課）

各調達機関